

庄原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定

～平成26年4月1日より、申請様式及び届出内容が変わります～

庄原市では、市民の憩いの場となっている景勝地上野池を中心とした丘陵地一帯を上野池風致地区として指定しております。風致地区は、良好な自然の景観を維持し、かつ、名勝・史跡の環境を保護し、都市内における自然美が破壊されることを防ぐために指定するものであり、地域内では建築物、その他の工作物、木竹の伐採、土地の形質の変更等について規制が行われます。

本市ではこれまで広島県条例（風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年広島県条例第20号））に基づき規制を行ってきましたが、平成26年4月1日より、庄原市独自の条例により区域内の建築等の行為の規制を行うこととなりました。

許可を要する行為

- 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 水面の埋立又は干拓
- 木竹の伐採
- 土石の類の採取
- 建築物等の色彩の変更
- 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積



申請方法

* 申請書は都市整備課建築係に提出してください

●上野池風致地区内で建築等の行為を行う場合

風致地区内建築物等許可申請書	正本・副本1部ずつ	【様式第1号】
施行方法書		【様式第2号】
添付書類		【施行規則 別表を参照】

●行為の許可を受けた後に、計画の変更があった場合

風致地区内建築物等変更許可申請書	正本・副本1部ずつ	【様式第4号】
施行方法書		【様式第2号】
添付書類		【施行規則 別表を参照】

●建築主等又は工事施工者の住所、氏名に変更があった場合

建築主氏名等変更届出書	1部	【様式第7号】
-------------	----	---------

●行為を中止する場合

風致地区内建築等中止届出書	1部	【様式第8号】
---------------	----	---------

なお、詳細な申請方法、添付書類については「建築等許可申請の手引き」を参照ください

【申請・問合せ先】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市 都市整備課 建築係

TEL：0824-73-1151 FAX：0824-73-1147